

裁 決

審査請求人

処分庁 市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成29年8月21日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

市福祉事務所長が、請求人に対し行い、平成 年 月 日付け で通知した生活保護法第63条の規定による費用返還決定を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、請求人の母の遺産相続により扶助費過払金が生じたとして、法第63条の規定による費用返還決定（平成 年 月 日付け ）（以下「本件通知書」という。）で請求人に通知したものを、以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人が、本件処分にに基づく返還額が違法又は不当であるとして、不服申立てをした事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものと解される。

(2) 請求の理由

資力がありながら受けていたのではない。通常の相続と違い、死亡日すら知らなかったものが具体的にお金になるのは、その2年5か月後の調停に出てからの話である。

調査を受けて受給開始しているはずである。全額返還でなく、自立のためのお金として認めてもらい廃止にして生活していきたいと思う。

相続は死亡日から言うことであるが、請求人らの場合、親族は県外で絶縁しており、一切知る状況ではなかった。あてにするものでもなかった。

死亡や被相続人の婚姻も2年経って平成28年8月の弁護士事務所からの郵便で初めて知った。郵便がこなければそのままだったと思う。

その後、病気や死亡半年前にいつのまにか入籍されていたことに親族が気づいたと聞かされた位である。

平成29年1月、1回目調停は紛糾し、相続人の母は■■■■のため話の内容をよく理解できなかったようである。同年2月、2回目、■■■■を借りていったが、ちゃんと話合いにならないまま雰囲気を押されて一気に決着した。本当に振り込まれるとも思えなかった。

通常の相続は死亡日からわかっていたものを分けるようであるが、請求人母のケースはいきなり調停の形でそれ以前の話合いもなく調停に出ないとお金も入らなかった。

同年3月末、仕事が終わって収入申告しに行ったが、ちょうど17時でカウンターは閉められていた。同年4月3日(月)振り込みの通帳コピーをつけて振込日3月6日が予定より早かったが、遺産が入ったので、通知書どおりの引出日、同年3月15日で廃止手続をしてほしいと申し出た。当然4月からの入金分は清算するつもりであった。

担当のケースワーカー(以下「担当ケースワーカー」という。)は、どちらの日付にするかは弁護士からの書類を見て決めるので持ってくるように言った。

再度収入申告書と書類、指示された報告書も記入して渡したところ、「全額返還して」との話である。理由を尋ねると「遺産相続は死亡日に遡るから」。

それならなぜ最初からそう言わないのかと聞いても「だから書類を見て

決めると言ったではないか。いきさつは非常にレアケースだが法律だから」と答えた。

担当ケースワーカーは、以前、派遣就業を勧めるので、有期雇用よりも直接雇用を探したいと答えたら、急に大声で「私は業者と癒着していない」とわめいたので、そばの人が驚いて見た。当然請求人は「そんなことは言っていない」と言った。

仕事が決まったとき、書類を提出しなければならないと説明されていなかったもので、電話で書類を出してと指示された理由を尋ねると「日払いばかりしてるからだよ、何かあるんですか」と怒鳴り返されたことがあった。

そういうことに加えて今回の対応に納得がいかないのでも上司（以下「担当上司」という。）に説明を求めると「法律だから」「親戚だから知らないはずはない」不正をあてはめるのはおかしいし、認めないのはなぜか聞くと「3年遊んで暮らして金使い果たして、また入れてくれと言われても拒否できない」と答えた。

抗議したら「たとえ話」だったそうである。

その後、市議員に相談して電話してもらったら、担当ケースワーカーは「収入をすぐに言わない」、担当上司は「遊んで1年で使い果たす。自立で廃止よりそれまでの分を払わせよう」と答えたようだ。

担当ケースワーカーから何の連絡もないまま5月分支給なしの変更通知書が届いた。

あとで記帳すると約4,000円入金があったが、その分の通知書が来ないので未だに何の分なのかわからない。

同年5月、担当が代わったらしく家庭訪問があった。着金日、引出日のいきさつを話すと「間違っていました」の一言である。返済の明細は見せてくれない。

保護を辞退したいと申し出たが、できないと言われた。

医療費がかかるのは、請求人の前歯がとれて、その分加わったのは事実であるが、さらに通う日数が増えそうになり、他の医者に変えてもらい、早く入れてもらうよう努力した。

担当上司は、請求人には63条と説明したが電話で議員が63条か78条か尋ねても即答しなかった。結局63条と言ったようなのでそれ以上話し合いにも至らなかった。

通帳コピーまでつけて申告しても（遺産の報告方法は事前に聞いていないので通常報告と同様にしたが）それがすぐに報告しない不正になるのか。

自立を指示され就労増やして働き出し偶然お金が入っても63条にあてはめ全額返還＝冷蔵庫代他が借金のような形になると、自立を妨げられてしまう。

4月以降、市役所から振り込まれた分はそのままにして請求人のアルバイト代と相続した遺産で実質生活している。引越しも必要で就労を増やしていくつもりである。4月以降振込分は返済するので着金日で精算、廃止してほしい。

2 処分庁の弁明（処分庁による平成■年■月■日付け■■■■■
■■「訂正申立書」により訂正済みのもの）

(1) 求める裁決主文

本件審査請求の却下を求め、これが認められない場合には、本件審査請求の棄却を求める。

(2) 事案の概要

ア 平成26年2月6日、請求人は、契約社員としての就労が途絶えたことと、同一世帯の母「■■■■■」（以下「本件相続人」という。）が■■■■■と診断され、医療費の支払いも困難となり生活に困窮したことから、生活保護の申請をした。

イ 平成26年2月24日、処分庁は、請求人に対し生活保護を開始した。

ウ 平成■■年■月■日、■■■■■（以下「本件被相続人」という。）が死亡した。

エ 平成29年4月3日、請求人は、本件被相続人が死亡したことにより金■■■■■万円の相続を受けたとの申告をするために処分庁の事務所へ来所した。その際、収入申告書、通帳及び相続を受けた旨の変動届並びに弁護士から渡された調停調書を提出した。

処分庁の職員は、請求人には本件被相続人の死亡日である平成■■年

■月■日が生活保護費の返還対象期間の起算日となる旨を伝えるも、請求人から、相続した財産は今後の自立した生活に使用したいため、返還はせずに生活保護を廃止してほしいとの申し出があった。

なお、平成26年9月から平成29年3月までに、処分庁が請求人に対して支給した生活保護費は■万円を超えていた。

オ 平成29年4月28日、処分庁の職員が定期訪問のため請求人宅へ訪問を行うも不在であった。

カ 平成■年■月■日、処分庁の職員は、自立へ向けた資金として相続金を使用したい請求人の要望を加味し、本件における相続に係る調停が成立した同年2月17日を資力発生日とすることができないかをケース診断会議に諮るも、その結果は診断内容不適切であるというものであった。

そして■日、改めて資力発生日を本件被相続人の死亡日である平成■年■月■日とし、相続により取得した全額が法第63条の返還金となる旨を決定した。

キ 平成29年5月10日、処分庁の職員は、適用通知書の送付前に請求人へ状況を伝えるために架電するも応答がなかった。

ク 平成29年5月16日、処分庁の職員は、請求人に架電するも、またしても応答がなかったため、請求人宅へ直接訪問すると、請求人及び本件相続人は在宅であった。処分庁として、相続金全額が法第63条の返還金として決定されたことを説明するも、納得がいかないとの訴えがあった。

ケ 平成29年5月17日、処分庁は本件通知書を送付した。同日以後、請求人から処分庁へ不服の言及はなく、収入申告も行われていた。

(3) 処分庁の主張

ア 本案前の主張

請求人は、審査請求に係る処分があったことを知った日を平成29年5月21日としている。しかし、処分庁は本件通知書を同月17日昼に郵送している。

請求人の住所地が■市内であることからすると、当該通知は、郵送日の翌日たる同月18日に請求人の元へ送達されているものと考えられる。なお、本件において、当該通知の返戻の事実はない。

よって、本件審査請求は、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過した後になされた審査請求であって、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第18条第1項ただし書の正当理由が存在する事由も見聞されないため、却下されるべきである。

イ 本案の主張

処分庁は、本案前の主張が認められない場合に備えて、本案の主張も行う。

(ア) 処分内容及び理由について

法第4条によれば、生活保護は、生活に困窮する者が、その利用することができる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり、法第63条は、被保護者に資力があるにもかかわらず保護を受けた時に、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、これを返還しなければならないこととしている。

この点、相続の場合における資力発生日について述べるに、相続は被相続人の死亡によって開始するものであり、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法（明治29年法律89号）第882条及び第896条）。そして、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始の時に遡って生ずる（民法第909条）。

これらを前提に本件についてみると、請求人と同一世帯たる本件相続人は、平成■■年■月■日、本件被相続人の死亡によって相続が開始されるも、当該相続による財産を現実に利用できる状態ではなかったため、その後も生活保護が継続されていたということになる。したがって、請求人は、同日以降については、同一世帯員が当該相続による財産を保有していたにもかかわらず保護を継続して受けていたことになる。

そして、同日から相続により取得した金員の振込みを受けるまでの間に、請求人が支給を受けた生活保護費は、相続財産として確定した

金■■■■万円を超えていた。

よって、当庁は、相続財産として取得した額全額に相当する■■■■万円を法第63条の規定により返還請求することとして、本件処分をしたものである。

(イ) 請求人の主張について

請求人は、「通常の相続と違い死亡日すら知らなかった」旨主張する。

しかしながら、相続は相続人の知不知にかかわらず被相続人の死亡により開始されるものであるから（民法第882条）、請求人の主張は認められない。

3 請求人の反論

(1) まず、事案の概要について事実と違うところを記述する。

「弁護士から渡された」調停調書

→家庭裁判所の書記官名で郵送されたものである。

平成29年4月3日、担当ケースワーカーに「8月に弁護士から郵便が来て、はじめて死亡を知ったが、調停も紛糾し、裁判になると思っていたが、急に決着し、入金された。振込日でなく引出日で廃止手続きしてください」と報告した。

「お金は今どうしてるの。」と聞かれて「補聴器を買って使った」ことを伝えると「残りはあるのね。じゃ日付はどちらにするか決めるから弁護士からの書類を持ってきて」と指示された。

調停調書は、再提出の際、請求人が何か参考になるかと思い持って行った。それを担当ケースワーカーはコピーを取っていた。

「全額返還」と言われても既に使ってしまったと言っても「ただ不服があるなら申立てをすればいい」だけである。

ちゃんと説明しているかのように記述されており、ケースワーカーの指示が急に変わったことについて何も書かれていない。

(2) 請求人が5月分支給なしの通知書がきたが、約4,000円分の振込があったのは何の分か尋ねても、急に担当が変わった職員からの答えはなかった。

母は、そんなにお金がかかったというならお金が入ったのだから自分で治

療代を払いたいと言う。

廃止にできないと言うが、保険証の手続をしたいと話してもだめだと答えられた。

(3) 次に処分庁の主張について

送ったらもう「翌日」に着いていると決めつけているようである。

当然、近所の郵便や郵便局に確認されてからのことだろう。

生活保護たたきの状況で市役所が声をかけたら協力者も多いと思う。

郵便箱のフタが開けっ放しになっていたり、中に折り込み広告を丸めた大きなボールが入っていたこともある。

昔から、都内より市役所からの郵便が遅いのは、なぜか不思議に思っていた。最近の郵便物についてである。

封筒の9月21日付けのものが9月25日夜、郵便箱に入っていた。

同月21日付けで当日かもっと後に発送されたか請求人にはわからない。25日の朝郵便箱に入っていなかったし、夜、請求人が手にしたのは20時30分頃である。これが現実である。

期間の定めのあるこういう書類の日付は、書留で受け取った時にした方がいいのではと思う。

(4) 「法第4条によれば～」、「相続の場合～」とある。

請求人は、4月3日、書類はきちんと提出し、話もしている。

請求人の請求さえ一切認めないというが、そもそも提出物について、また、被相続人の氏名等違っており、はじめから事実をちゃんと認識せず、本件通知書を出されている。

相続の法律は、氏名が違っていても通るのか。

生活保護においては、福祉事務所の判断によるところがあるはずだ。

親戚は、市内に住んでいるわけではなく、絶縁状態で消息すら知らなかったのに「あてにする資力」にあてはめられている。

請求人らの場合、調停に母が出て決着してやっと入金の手配になった。

治療の翌日出て、疲れ切って入ったお金である。

相続は、命のお金である。

個人的な事柄であるが、一時期故人を母親代わりに面倒をみたこともあり、

当然母が受け取って役立ててほしい。

前のことであるが、平成27年收入申告で郵便提出した明細書が届いてないと連絡があり、再送したことがあった。

すると、今度は通知書の日付が違うので電話したら「前月分と間違えたから、訂正分を差し替えといて」と言われた。請求人は決してケースワーカーの揚げ足を取る気はない。こういうときには指示に従ってきた。

就労の話し合いで期限付きで職を決めてと言われたときも、働く意思があるので、承諾して働いた。

ただ、この返還金については、初めの対応からおかしい。

自分に必要な書類を書かせたらあとは一切受けつけず、公的なところが間違った書類を出している。

福祉事務所がお金を取り上げることが第一になされている。

法律知識もなく、保護に入ってこういう申立てをするのは、いろいろ大変である。それでも不服申立てをせざるを得ない。

審査請求書の購入品他についてであるが、前の冷蔵庫は、平成10年に購入し、異音がひどく冷凍品もとける状態であった。返還金の話が出たので、購入は延ばしていたが限界であった。

何日もしないうちに洗濯機も止まってしまったので買い替えた。

コルセットは、母が使用するものである。

引越し代見込みは、母は80代でエレベーターのない3階に住んでいるので体力的にも階段はきつい。

何年も前に、同じ階にいた80代の女性が階段付近で転んで入院したまま戻らないのを見た。

去年夏に母が大変だろうとケースワーカーに打診したら「とんでもない、1年位経ったらOKが出るかもしれないが、調査を入れる。」とのことだった。4月以降棚上げになっている。

どれも必要に迫られて替えるもので、テレビはないし、無駄な買い物はしていない。

貸貸保証人には、市役所職員の友人がなっていており、事情を話すと「法律は使い方によって良くも悪くもなるものだね。」と言った。

請求人は、生活保護を抜けるのが、本来の目標であると思っている。支給が相続金を超えているから全て返還とあるが、廃止になった人達は全て返還しているのか。

ケースワーカーにあれほど自立して早く抜けてと言われてきて、やっとそのチャンスが来たのに、補聴器他現実に必要なものすら認められず、借金になったら逆方向になってしまう。

重ねて、自立のためのお金として認めてもらい、保護廃止となるようお願いする。

理 由

1 審査請求期間について

(1) 認定事実

ア 処分庁は、請求人に対し、法第63条の規定により、返還決定額を■■■■■■■■■■円とする本件処分を行い、平成29年5月17日(水)に本件通知書を請求人宛てに発送した。

なお、本件通知書には、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対し審査請求をすることができる旨の教示がされていた。

イ 請求人は、平成29年8月21日(月)、本件審査請求を提起した。

(2) 法の仕組み

ア 行審法第18条第1項は、審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して3か月を経過したときはすることができない旨及び3か月を経過してする場合には正当な理由が必要である旨規定する。

「処分があったことを知った日」については、処分を記載した書類が当事者の住所に送達される等のことがあって、社会通念上処分のあったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分のあったことを知ったものと推定されるとされている(最高裁昭和27年11月20日第一小法廷判決参照)。

イ 地方公共団体の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で法律で規定する期間をもって定めるものが、条例で定められた地方公共団体

の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とみなす（地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第4項）とされている。

そして、千葉県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条第1項は、日曜日及び土曜日を県の休日としている。

（3）あてはめ

本件において、処分庁が本件通知書を発送した日は平成29年5月17日（水）である。その翌日である同月18日（木）に、本件通知書が請求人の住所（■■■■市内）に到達したとすると、同日に、請求人が本件処分を知ったものと推定され（前記（2）ア）、これを覆すに足る証拠も認められないことから、請求人が本件処分があったことを知った日は、早くとも、同月18日（木）となる。

そうだとすると、「処分があったことを知った日の翌日」（行審法第18条第1項）は、同月19日（金）であり、同日から起算して3か月目の日は、同年8月19日（土）である。前記（2）イのとおり、土曜日及び日曜日は休日であるから、休日の翌日である同月21日（月）が本件審査請求の期限となる。

本件審査請求において、前記（1）イのとおり、請求人が本件審査請求を提起した日は同日であるから、本件審査請求は、審査請求期間内に提起されたものである。

2 本件処分の適否について

（1）請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1（2）のとおり、全額返還とされたことに不服であること等を主張して、本件処分の違法又は不当を主張していると解されるので、以下検討する。

（2）認定事実

ア 処分庁は、平成26年2月6日を開始日として、請求人及び請求人の母（以下「請求人世帯」という。）に対し、法に基づく保護を行った。

イ 本件被相続人が平成■■■年■■■月■■■日に死亡し、相続が開始した（以下「本件相続」という。）。

ウ 平成29年2月17日、本件相続に係る次の内容の遺産分割調停が成立した（以下「本件遺産分割」という。）。

- (ア) 事件の表示 平成 年 () 第 号
- (イ) 場所 家庭裁判所家事部
- (ウ) 当事者 申立人 (出頭)
同手続代理人弁護士 長谷川圭 (出頭)
相手方 (出頭)
相手方 (請求人の母) (出頭)
相手方 (出頭)
被相続人

(エ) 調停条項5

「申立人は、相手方 (請求人の母) に対し、遺産取得の代償として 万円の支払義務があることを認め、これを平成29年3月15日限り、 の相手方 (請求人の母) 名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。」

エ 請求人の母の平成29年2月17日当時の住所は があり、最寄り駅はJR 駅であった。他方、前記の 家庭裁判所は、 があり、最寄りのバス停は であった。

オ は、平成29年3月9日、請求人の母名義の口座に前記ウ(エ)に係る 円を振り込んだ。

カ 処分庁は、平成 年 月 日から平成29年3月31日まで、請求人の世帯に対し、少なくとも 円以上の保護費を支給した。

キ 処分庁は、本件審査請求の審理員の質問に対し、平成30年3月5日付け松福一第435号において、次のとおり回答した。

「次官通知第8-3-(2)-イ-(ウ)に基づく「受領するための交通費等」として、遺産分割協議事件への出頭に係る交通費は認定しておくべきであった。」

(3) 法の仕組み

ア 保護費の返還について

法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であるが（法第4条第1項）、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことが妨げられるものではない（同条第3項）。

そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

イ 資力発生日について

相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合（「生活保護問答集について」平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡（以下「問答集」という。）問13-6（問）（2））について、同（答）（2）は、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第882条及び第896条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第909条）とされている。

したがって、法第63条の規定による費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」としている。

ウ 収入の認定について

昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。）第8の3（2）イ（ア）及び（ウ）は、就労に伴う収入以外の収入について、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること」とし、当該収入を得るために「必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とするとする場合は、その実際必要額を認定すること」としている。

エ 法第63条の規定による返還額の決定について

(ア) 法第63条は、被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに返還しなければならないとしつつも、その返還すべき額は、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えている。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずのところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合には、その返還を免除することが、被保護者の自立及び更生を助長するという生活保護制度の目的にかなうという趣旨によるものである(福岡地方裁判所平成26年2月28判決参照)。

(イ) 問答集問13-5(答)は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とした上で、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額など一定額を控除して返還額を決定して差しつかえないとしている。

当該返還額については保護の実施機関の裁量に委ねているところ、この裁量は、全くの自由裁量ではなく、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度であるかどうか、当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについて保護の実施機関の判断に合理性がなく、裁量権の

逸脱ないし濫用がある場合には、当該決定は違法となると解される（大阪高等裁判所平成18年12月21日判決及び東京地方裁判所平成27年3月10日判決参照）。

(4) あてはめ

ア 資力発生日について

前記審理関係人の主張の要旨1のとおり、請求人は、資力がありながら受けていたのではない、通常の相続と違い死亡日すら知らなかったものが具体的にお金になるのはその2年5か月後の調停に出てからの話であると主張をしており、要するに資力発生日について不服を述べていると解されるので、以下資力発生日について検討する。

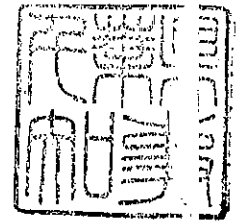
前記(3)イのとおり、遺産分割手続に期日を要した場合であっても、法第63条の規定による費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時であるところ、前記(2)イのとおり、本件被相続人が死亡した日は平成■■年■■月■■日であるから、同日が資力発生日となる。

したがって、本件処分に係る収入の資力発生日は平成■■年■■月■■日であると認められ、処分庁が本件処分において、同日を資力の発生日とした点に違法又は不当はない。

イ 収入の認定及び返還額の決定について

前記(3)ウのとおり、収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とするとする場合は、その実際必要額を認定するところ、請求人の母は、本件処分に係る収入（本件遺産分割によるもの）を得るために、前記(2)ウからオまでのとおり、■■■■市に所在する■■■■家庭裁判所家事部で行われた調停期日に出頭しており、同調停が成立した結果、被相続人に係る遺産を分割することができ、その効力は相続開始のときに遡って生じた（民法909条）のであるから、収入を得るための必要な経費として同調停期日に出頭するための交通費相当額を■■■■円から控除した上で収入認定することになる。

しかしながら、前記1(1)アのとおり、処分庁は、本件処分において、返還額を■■■■円としており、上記交通費相当額を上記収入から控除することなく、■■■■円全額を収入認定した上で、



法第63条の規定による返還額を [REDACTED] 円としている点で、
本件処分は相当性を欠き、処分庁の判断に合理性がなく、裁量権の逸脱又は濫用があり違法であると言わざるを得ないから、その余を判断するまでもなく、取消しを免れない。

3 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行審法第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

4 附言

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨3(4)のとおり、補聴器代、コルセット代、冷蔵庫代等を自立更生費として認めてほしい旨主張しているところ、前記2(3)エの法第63条の趣旨に鑑みれば、被保護者の自立更生費の有無は、返還額を決定する上で重要な判断要素であるから、処分庁は、法第63条の規定による返還額の決定に当たり、これらの経費が、請求人世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたもの等であるとして自立更生費に該当するか否か等を十分に検討されたい。

平成30年5月24日

千葉県知事 鈴木 栄 滄

